

## 研究会資料16についてのコメント

(利用者にとって、現行制度における、不都合な案件について)

公益社団法人 認知症の人と家族の会  
副代表理事・埼玉県支部代表 花俣 ふみ代

【事例】(本人：60代前半 女性)

診断 前頭側頭型認知症

仕事(地方公務員)の傍ら、地域活動を積極的に行う、交友関係の広い方  
申立時は、母親(80代後半)と同居。母親の介護を担っていた。

通信販売や交友関係で浪費があるとのことで、その状況を防ぐため、娘が成年後見を申し立て、後見と審判される。(ご本人は、毎週、支部の活動に参加しており、仕事や作業はきっちりでき、本来、保佐類型ではないかと想定できるが…)

この事例のポイントは、預金口座の管理と郵便物への対応

### ①口座の管理について

本人には複数の預金口座がある。

本人、申立人(娘)ともに、その複数の預金口座のうち、ゆうちょ銀行口座は本人が管理したいと希望していた。

しかし、本人と後見人との面談で、ゆうちょ銀行口座も後見人に管理してもらっていいと本人が表明したとして、後見人が後見人選任の届出を行い、同口座も後見人が管理することとなった。そのことを、後に娘さん(申立人)が知り、話が違くと本人管理に戻してもらおうとしたができなかった。

<事例についての質問>

①の課題について、保佐類型の場合は、保佐人と本人の双方が口座管理できると思いますが、後見類型でも、届出をした後でも、後見人が同意すれば本人管理にできる(あるいは戻すことができる)のでしょうか。

### ②郵便物の転送について

通信販売などで種々買い物をしてしまい、その残高などを把握するために、後見人が回送嘱託手続きを取ることは当然とは思われる。

しかし、本人の所属団体や友人などの私信もすべて回送されてしまい、本人が手にするのは、月に1度の後見人との面談時となってしまった。

その状況で、本人は所属団体からの出席確認等への返答が遅れる、または、期限内に返答が出来ない等、本人と団体等の双方が困ることとなってしまった。

本人宛に後見人が転送しても後見人に戻るため、対策として母親宛に送付するが、タイムラグが生じ、結局は開封が遅れてしまう結果となる。

\* まさに本人も家族もともに「こんなはずじゃなかった」事例であり、事前に十分に制度運用に対して、本人ニーズのアセスメントと課題解決することができるかどうかのすり合わせを、本人を交えて話し合い、利用に進むべきだったのではないかと。

(本人は、代理権について説明をすれば、判断できる能力は十分にあると思われる)

\* 制度利用が進まないのは、制度そのものの使いづらさ、重さにあることは明らかであるがそもそも制度そのものへの理解が難しすぎること、福祉的な視点から権利擁護支援について考えることは、当事者にとっては現状と課題を分析することである程度見通しがつく場合もあろうかと思われるが、法的にどのような理解を要するのかは範疇外ともいえる。

したがって、今後も、制度利用のメリットとデメリットの双方を、市民に周知していくことが重要と考える。

併せて、例えば同じ申請主義であるところの「介護保険制度」であれば、まずは一時相談窓口としての地域包括支援センターや、制度利用に至る前には介護支援専門員等が“制度の水先案内人”として個々に対応する仕組みがある。

成年後見制度においては、既に設置されつつある「中核機関」がこれらの役割をきちんと担うことこそが求められる。